

新規申請時の提出書類

水道法第 25 条の 2 (指定の申請)

春日那珂川水道企業団で指定給水装置工事事業者の指定を受ける場合には、以下の 1、2 に示す書類を提出して下さい。

1. 企業団指定様式

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式 1)
- ② 給水装置工事主任技術者選任届 (様式 2)
- ③ 誓約書 (様式 3)
- ④ 機械器具調書 (様式 4)

2. 必要添付書類

(1) 申請者が法人のとき

① 登記事項証明書

② 定款

→ 裏表紙に証明文を記載してください

: 例) この定款は原本と相違ありません
: 平成〇〇年〇〇月〇〇日
: 会社住所 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
: 会社名称 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
: 代表者 ○〇〇〇〇〇
: 印

(2) 申請者が個人るとき

① 住民票の写し

(3) 申請者 (法人・個人) 共通書類

- ① 選任する給水装置工事主任技術者の免状の写し (厚生労働大臣発行のもの)
- ② 他団体における給水装置工事事業者の取得状況 (任意様式・・・申請中も含む。)
- ③ 写真 (事務所内、事務所外観 (社名看板のわかるもの)、機械器具倉庫内外、機械器具調書にて申請した工具)
- ④ 地図 (事務所及び機械器具倉庫の所在がわかるもの)

3. 申請書提出後の流れ

- ① 申請書類受理後、審査に約 2 週間かかります。審査後、申請者に電話連絡を行います。
- ② 連絡を受けられた申請者は、速やかに来庁し、以下の書類を受領して下さい。

- 1) 春日那珂川水道企業団指定給水装置工事事業者の証 (3,000 円)
- 2) 春日那珂川水道企業団給水装置工事設計施工基準 (2,200 円)

受領の際は、注意事項の説明がありますので主任技術者又は代表者の来庁をお願いいたします。

③指定を受けられた給水装置工事事業者については、企業団掲示板にて公示し、一般に周知を行います。

④届け出事項に変更（住所、代表者等）が生じたときは、水道法第 25 条の 7 により速やかに『変更届（指定様式）』を提出してください。

※届出を行わず、又は、虚偽の届出を行った場合には、水道法第 25 条の 11 の規定により給水装置の指定の取消しを受けることがあります。

様式 1

指定給水装置工事事業者指定申請書

春日那珂川水道企業団企業長 様

平成 年 月 日

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印
電話番号

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数量	別紙のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 2

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者	給水指定工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者	給水指定工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式 3

誓 約 書

指定給水装置工事事業者及びその役員は、水道法第 25 条の
3 第 1 項第 3 号イからホまでのいずれにも該当しない者である
ことを誓約します。

平成 年 月 日

申 請 者
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

春日那珂川水道企業団企業長 様

様式 4

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。